

## 2019年4月より福祉給付金が変わります

福祉給付金制度の見直しにより支給額、支給要件が一部変更になります。

2019年4月1日以降に支給要件に該当する場合は、請求書の様式が変更になりますので、新様式によりご請求ください。(新様式のホームページからのダウンロードは、現在準備中です)

なお、2019年3月31日以前に福祉給付金の受給要件に該当される方は、変更前の規程により取り扱われます。

### 結婚祝金（2019年4月1日から）

支給額	4万円、うち1万円は図書カードにより支給
支給要件	加入者が婚姻（事実婚を含む。）したとき
請求方法	「結婚祝金請求書（様式第1号）」に所定事項をご記入のうえ、事業主の証明を受けて、基金に提出してください。  （新姓になる場合には、新氏名を記入し新姓印を捺印してください。）  ただし、事業主の証明がない場合には、結婚後の戸籍謄本、続柄欄の省略のない住民票、婚姻受理証明書等を添付して請求してください。

### 児童就学祝金（2019年4月1日から）

支給額	1子につき1万円の図書カードにより支給
支給要件	その年の4月1日において加入者であり、その年の4月1日に小学校就学年齢に達する子がいるとき
請求方法	「児童就学祝金請求書（様式第2号）」に所定事項を記入のうえいずれかの書類を添えて、その年の4月2日以降に基金へ提出してください。  (1) 市区町村長から交付された「就（入）学通知書」のコピー (2) 支給対象となる子の健康保険被保険者証のコピー (3) 戸籍抄本、住民票又は支給対象となる子の生年月日を証明する市区町村長の証明書

### 死亡弔慰金（2019年4月1日から）

支給額	15万円を支給
支給要件	加入者が死亡したとき、その者の遺族に支給いたします。  遺族の範囲及び順位は、加入者であった者の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫又は祖父母であって、加入者の死亡当時その者と生計を同じくしていた者
請求方法	「死亡弔慰金請求書（様式第3号）」に所定事項を記入のうえ、事業主の証明を受けて基金へ提出してください。  ただし、事業主の証明がない場合には、除籍者を含む戸籍謄本と家族全員の住民票の書類を添付して提出してください。

**遺児育英金（2019年4月1日から）**

<p>支給額</p>	<p>加入者が死亡時の子の年齢に応じて支給。（うち5万円は図書カードにより支給）</p> <table border="1" data-bbox="419 349 1315 842"> <thead> <tr> <th>死亡時の子の年齢</th> <th>支給額</th> <th>死亡時の子の年齢</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳未満</td> <td>20万円</td> <td>9歳以上10歳未満</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>1歳以上2歳未満</td> <td>20万円</td> <td>10歳以上11歳未満</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上3歳未満</td> <td>30万円</td> <td>11歳以上12歳未満</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上4歳未満</td> <td>35万円</td> <td>12歳以上13歳未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>4歳以上5歳未満</td> <td>40万円</td> <td>13歳以上14歳未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5歳以上6歳未満</td> <td>40万円</td> <td>14歳以上15歳未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>6歳以上7歳未満</td> <td>45万円</td> <td>15歳以上16歳未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>7歳以上8歳未満</td> <td>45万円</td> <td>16歳以上17歳未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>8歳以上9歳未満</td> <td>45万円</td> <td>17歳以上18歳未満</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	死亡時の子の年齢	支給額	死亡時の子の年齢	支給額	1歳未満	20万円	9歳以上10歳未満	45万円	1歳以上2歳未満	20万円	10歳以上11歳未満	45万円	2歳以上3歳未満	30万円	11歳以上12歳未満	45万円	3歳以上4歳未満	35万円	12歳以上13歳未満	50万円	4歳以上5歳未満	40万円	13歳以上14歳未満	50万円	5歳以上6歳未満	40万円	14歳以上15歳未満	50万円	6歳以上7歳未満	45万円	15歳以上16歳未満	40万円	7歳以上8歳未満	45万円	16歳以上17歳未満	30万円	8歳以上9歳未満	45万円	17歳以上18歳未満	20万円
死亡時の子の年齢	支給額	死亡時の子の年齢	支給額																																						
1歳未満	20万円	9歳以上10歳未満	45万円																																						
1歳以上2歳未満	20万円	10歳以上11歳未満	45万円																																						
2歳以上3歳未満	30万円	11歳以上12歳未満	45万円																																						
3歳以上4歳未満	35万円	12歳以上13歳未満	50万円																																						
4歳以上5歳未満	40万円	13歳以上14歳未満	50万円																																						
5歳以上6歳未満	40万円	14歳以上15歳未満	50万円																																						
6歳以上7歳未満	45万円	15歳以上16歳未満	40万円																																						
7歳以上8歳未満	45万円	16歳以上17歳未満	30万円																																						
8歳以上9歳未満	45万円	17歳以上18歳未満	20万円																																						
<p>支給要件</p>	<p>加入者が死亡し、死亡当時加入者によって生計を維持されていた18歳未満の子（18歳で18歳到達直後の年度末までの者を含む。）があるとき、その子と生計を同じくする当該加入者であった者の配偶者（配偶者がいない場合にあっては、遺児の保護者）に支給</p>																																								
<p>請求方法</p>	<p>「遺児育英金請求書（様式第4号）」に所定事項を記入のうえ事業主の証明を受け、下記の書類を添えて基金へ提出してください。</p> <p>戸籍謄本又は請求者と遺児の身分関係を明らかにすることができる証明書                      家族全員の住民票</p>																																								